

清須市緑の基本計画

～水と歴史を感じ・ふれあう 緑のネットワークの創造～

時をつなぐ
緑を守る



活気あふれる
緑を創る

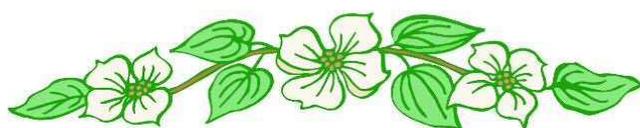


まちをつなぐ
緑を創る



緑を育てる
人を創る

平成 2 3 年 3 月



● 計画策定の趣旨

緑の基本計画については、平成6年度に合併前の4町がそれぞれに策定しました。4町すべてが計画を持ち、各町共に緑に対する意識の高さがうかがえます。

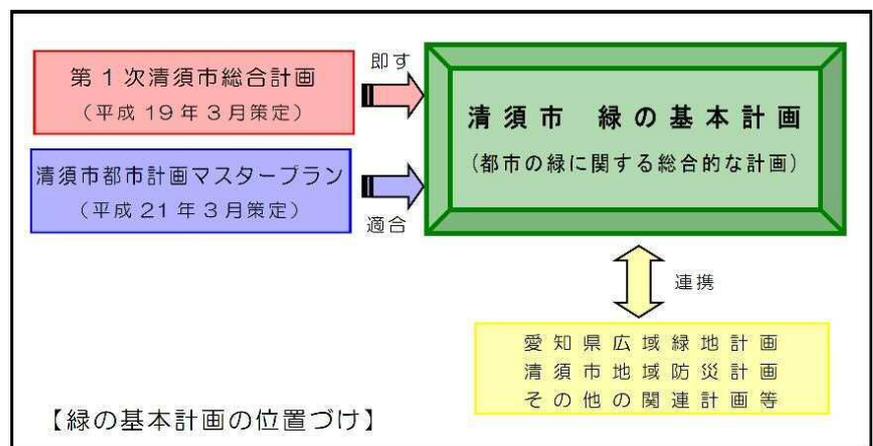
平成16年6月に景観緑三法が制定されて緑地に関する法制度の見直しが行われ、以降、4町が合併して清須市として新市が誕生しました。

このような状況を受け、本市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、実現のための施策等を明らかにするため、都市緑地法に基づいて新たな「清須市緑の基本計画」を策定することとしました。

● 計画の位置づけ

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定された緑とオープンスペースの全てに関する総合的な計画であり、「清須市緑の基本計画」はこの規定を根拠とした緑に関する施策の基本となる計画です。

従って、「清須市緑の基本計画」は、「清須市都市計画マスタープラン」に適合させると共に「第1次清須市総合計画」に即した内容とし、更には「愛知県広域緑地計画」や「清須市地域防災計画」などの関連する計画との連携も図った上で策定しました。



● 緑の現況

市全体の緑の量を緑被率として計量すると、全体としては34.9%となっており、その内、樹林地の割合は4.3%となっています。

また、都市計画区域内の都市公園面積は、都市公園施行令では10㎡/人を標準としていますが本市の現況公園面積は3.8㎡/人となっています。

【表 緑被状況】

※平成23年3月1日現在

	区域面積	樹林地	水田・畑等の農地、草地及び水面	緑被率	樹木の占める割合
市街化区域	1,261 ha	60.90 ha	216.60 ha	22.0%	4.8%
市街化調整区域	471 ha	13.50 ha	314.30 ha	69.6%	2.9%
都市計画区域	1,732 ha	74.40 ha	530.90 ha	34.9%	4.3%

【表 緑地現況量の計量】

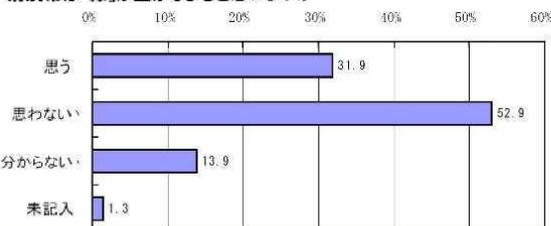
※平成23年3月1日現在

区 分		市街化区域 (1)	市街化調整区域 (2)	都市計画区域 (1)+(2)=(3)
施設 緑地	都市公園	13.81 ha	11.45 ha	25.26 ha
	公共施設緑地	33.59 ha	146.40 ha	179.99 ha
	民間施設緑地	10.26 ha	0.74 ha	11.00 ha
	計	57.66 ha	158.59 ha	216.25 ha
地域 制 緑 地	法によるもの			
	緑地保全地区	0.00 ha	0.00 ha	0.00 ha
	風致地区	0.00 ha	0.00 ha	0.00 ha
	生産緑地地域	13.75 ha	0.00 ha	13.75 ha
	その他法によるもの	0.00 ha	142.00 ha	142.00 ha
条例等によるもの	0.00 ha	0.00 ha	0.00 ha	
計	13.75 ha	142.00 ha	155.75 ha	
合 計		71.41 ha	300.59 ha	372.00 ha

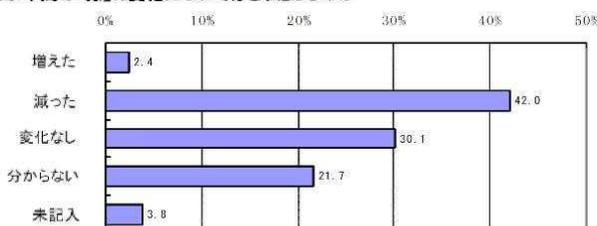
市民意向調査

< 緑の現状認識について >

清須市は「緑」が豊かなまちと思いますか

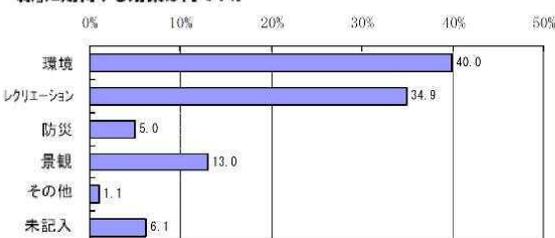


10年間の「緑」の変化についてはどう感じますか

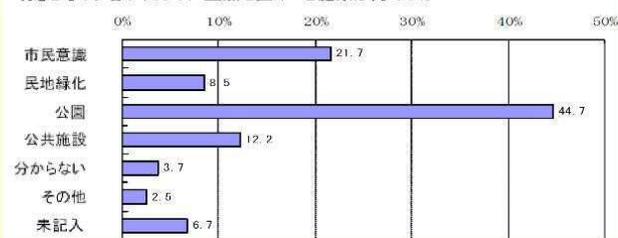


< 緑の環境施策について >

「緑」に期待する効果は何ですか

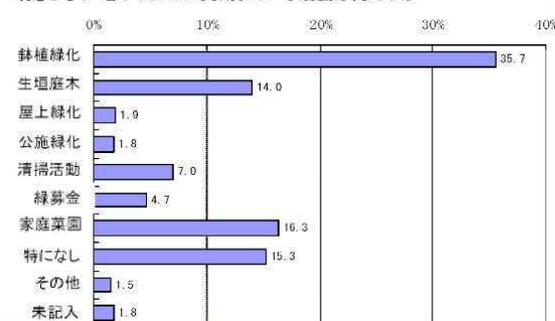


「緑」を守り、増やすために重点を置くべき施策は何ですか

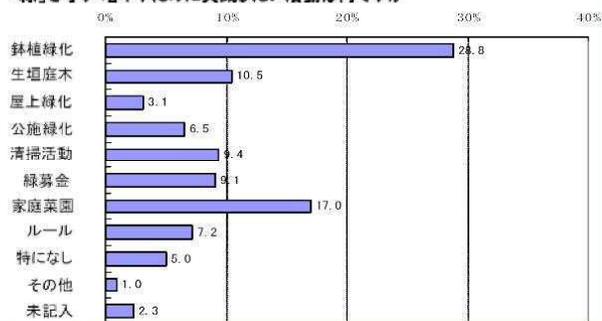


< 緑の環境施策への参加について >

「緑」を守り・増やすために実践している活動は何ですか



「緑」を守り・増やすために実践したい活動は何ですか



計画の策定にあたり、市民の緑に関する意向を把握するために「緑」に関する市民意向調査（アンケート調査）を実施しました。配布先は、清須市在住で20歳以上の市民を対象に住民基本台帳を基に無作為抽出した3,500人で、その内、有効回収数は1,612票（回収率46.1%）でありました。調査結果をまとめると市民ニーズとしては以下のような傾向がうかがえます。

＝ 緑の現状について ＝

市全域及び身近な緑共に少ないという回答が多く、また、緑が少なくなったという回答も多いことから、緑が不足していると共に、物足りなさを感じている傾向がうかがえます。市を代表する「緑と水」としては、清洲城のほかに、庄内川、新川及び五条川の3河川が多く選ばれており、緑のネットワークを形成するための核として位置づけられます。

＝ 緑の環境施策について ＝

「緑」に期待する効果として環境保全やレクリエーションとする回答が多くなっています。また、守りたい・増やしたい「緑」や市街地緑化の重点施策については、公園や緑地の「緑・緑化」に次いで、街路樹など道路の「緑・緑化」という回答が多く、緑のネットワークについての期待が表れています。公園の整備内容については、休憩・休息場所の整備を望む回答が多くみられ、安らぎ空間としての公園需要の高いことがうかがえます。

＝ 緑の環境施策への参加について ＝

緑の環境施策への参加については、時間や期間を自由に選ぶことができるなどの条件が整えば参加するという回答が多く、市民と行政が協働して公園・緑地などの維持管理を行うべきであるという傾向がみられます。このことは、市民が参加しやすい緑化活動の仕組みを構築することが、清須市の「緑」を保全・整備するために有効であることを示唆しています。

● 緑地の解析評価・課題の整理

緑の基本計画では、緑地の機能を「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」及び「景観」の4つの観点で評価した上で、総合的な評価を行うこととしています。また、清須市緑の基本計画では市内を細分化し、それぞれのブロック毎の評価も行いました。その結果、庄内川、新川及び五条川の3河川沿いのブロックで評価が高くなり、中央部南北軸で評価の低い傾向が見られました。

緑地を個別に評価すると、庄内川、新川及び五条川の3河川は市の骨格を形成する緑地として各系統で評価され、清洲城一帯や貝殻山貝塚周辺、近隣公園などが評価の高い緑地となっています。また、社寺林や一団の農地などは民間の緑地として、環境保全や防災系統で評価されます。

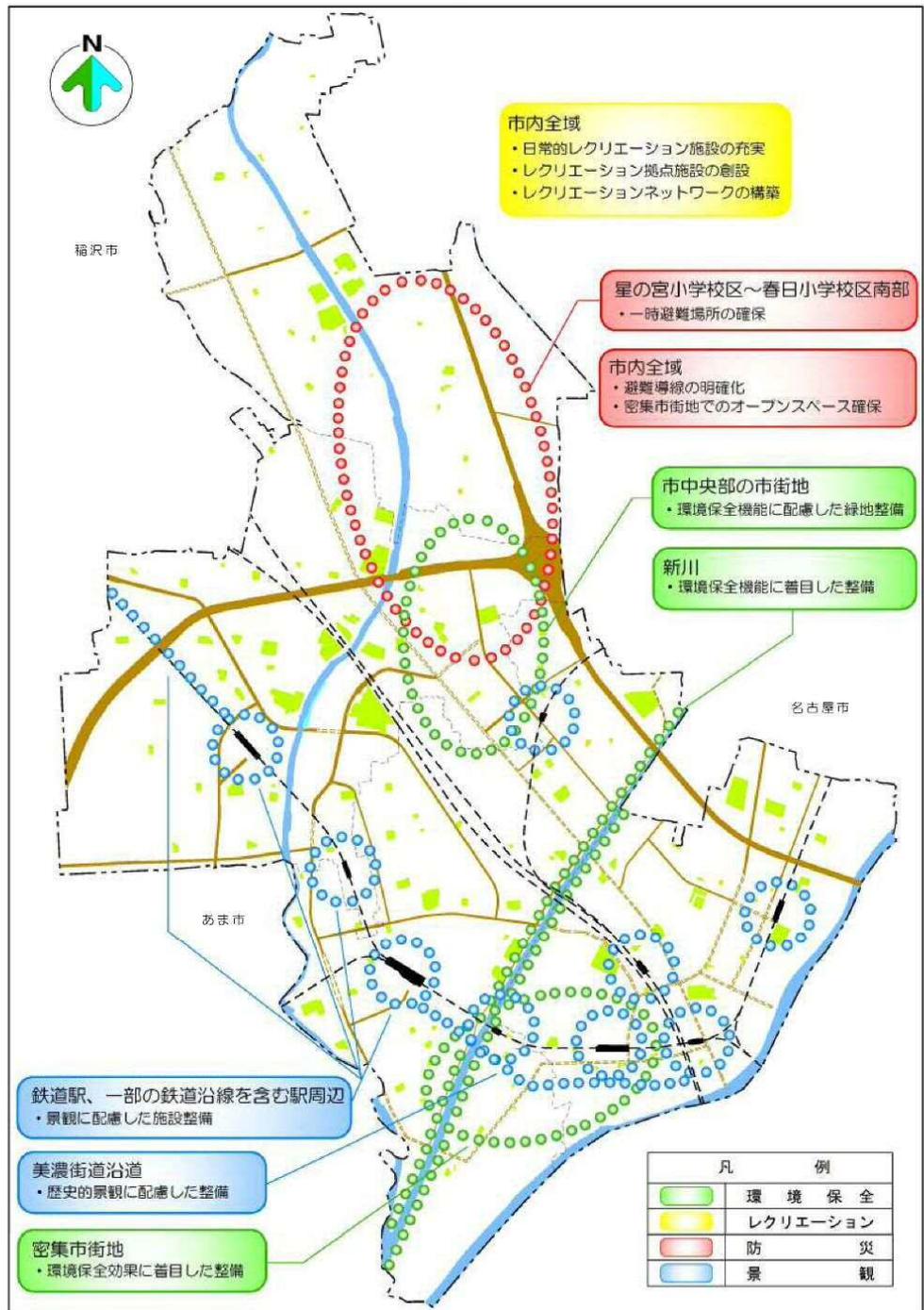
しかし、全体として評価の高い緑地が少ない状況にあり、既存の緑地の整備改善と共に、全系統の機能を網羅した、拠点となる緑地の創設に向けて研究する必要があります。

市内全域における緑の整備課題としては、レクリエーション系統において日常的レクリエーション施設の充実、レクリエーション拠点施設の創設及びレクリエーションネットワークの構築があげられます。

また、防災系統においては避難導線の明確化及び密集市街地でのオープンスペースの確保があげられます。

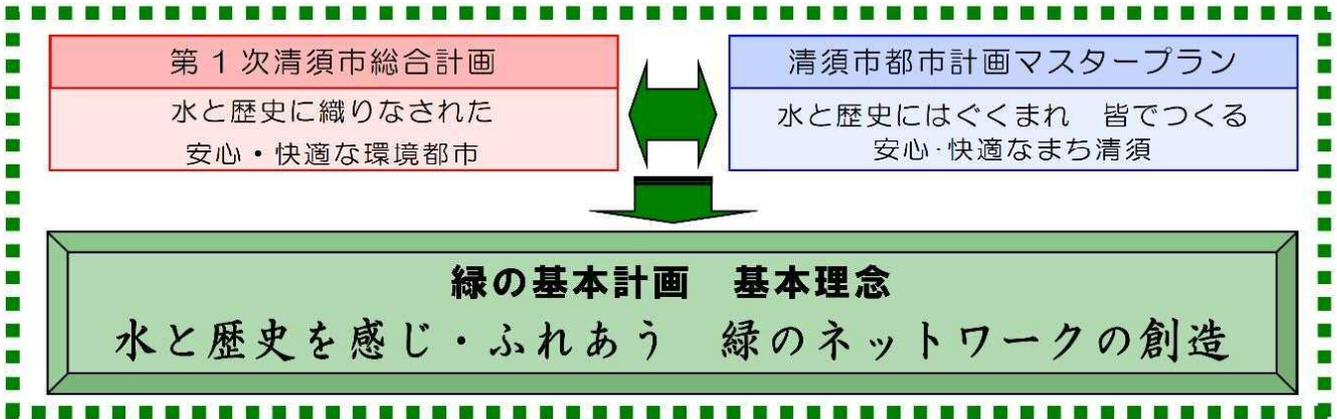
清須市における緑の課題を「緑の課題図」にまとめました。

【緑の課題図】



● 計画の基本理念

総合計画に掲げられた都市の将来像である「水と歴史に織りなされた 安心・快適な環境都市」、及び都市計画マスタープランにおける基本理念である「水と歴史にはぐくまれ 皆でつくる 安心・快適なまち 清須」の実現を前提として、本計画では、「水と歴史を感じ・ふれあう 緑のネットワークの創造」を基本理念とします。



● 計画のフレーム

緑の基本計画は、都市計画マスタープランに適合させる必要があるため、計画フレームは都市計画マスタープランと同様に平成30年を目標年次とし、下表のとおり設定します。

また、緑の基本計画では緑の将来像を示す必要があるため、長期想定として概ね20年後の緑の整備・保全目標を想定します。なお、長期想定年次の人口は、目標年次までの人口が現況より減少傾向にあることから、目標年次の人口より更に減少することもお考えられますが、緑の整備・保全目標の水準を高く保つため、目標年次の人口を用います。このため長期想定における目標達成率については目標年次における人口で算出しています。

【計画対象区域】

計画対象区域	清須市
都市計画区域	清須市の全域 1,732 ha

【都市計画区域人口の見通し】

※現況人口：平成23年3月1日現在

年次	現況 (平成23年)	目標年次 (平成30年)	長期想定年次 (平成40年)
人口	65.9 千人	63.4 千人	63.4 千人

【市街化区域の規模】

※現況人口：平成23年3月1日現在

年次	現況 (平成23年)	目標年次 (平成30年)	長期想定年次 (平成40年)
人口	63.2 千人	60.8 千人	60.8 千人
市街化区域面積	1,261 ha	1,261 ha	1,261 ha
人口密度	50.12 人/ha	48.22 人/ha	48.22 人/ha

● 計画の目標水準

緑地の確保目標水準については、清須市の緑が農地や草地が多く樹林地が少ないこと、河川、学校グラウンド、ちびっこ広場等を含めた都市公園等としての施設は多いが、都市公園の面積が不足していることを考慮し、緑地量についての指針をも勘案して、右表のとおり設定します。

【緑地の確保目標水準】

長期想定年次 (平成40年)における 緑地確保目標量	将来市街地面積に対する 割合 (A)	都市計画区域面積に対する 割合 (B)
	概ね 82ha 6.5%	概ね 383ha 22.1%

【都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準】

年次	現況 (平成23年)	目標年次 (平成30年)	長期想定年次 (平成40年)
都市公園	3.8 m ² /人	4.2 m ² /人	8.6 m ² /人
都市公園等	31.1 m ² /人	32.6 m ² /人	34.0 m ² /人

基本理念 : 水と歴史を感じ・ふれあう 緑のネットワークの創造

基本方針

時をつなぐ緑を守る

歴史遺産の緑、河川・樹林などの緑、農地の緑を守ります。

【施策の方針】

- ・未来へ継承すべき歴史的景観や緑の自然環境を守ります。
- ・庄内川、新川及び五条川などの自然環境を守ります。
- ・社寺林や大木、名木などの緑を守ります。
- ・まちに残る貴重な農地環境を守ります。

活気あふれる緑を創る

ふれあいの緑・集いの緑・憩いの緑を創ります。

【施策の方針】

- ・庄内川、新川及び五条川の水辺空間を活用し、多様な生物が共存できる環境を形成し、自然とふれあえる緑を創ります。
- ・地球環境に配慮しながら、身近にある公園・緑地などの公共施設の緑化を充実します。
- ・鉄道駅周辺に市民が集い、愛着が持てる緑を充実します。
- ・市民農園など、市民が憩い、活用する緑を創ります。

まちをつなぐ緑を創る

風を感じる道・歴史を感じる道・安らぎを感じる道を創ります。

【施策の方針】

- ・庄内川、新川及び五条川にそよぐ風を感じ、癒される道を創ります。
- ・清洲城、貝殻山貝塚、美濃街道などの歴史を感じ、ふれあう道を創ります。
- ・自然にやさしく、安全、安心を感じる緑のネットワークを創ります。

緑を育てる人を創る

市民・事業者・行政の協働で、緑を育て、人を育てる機運を高めます。

【施策の方針】

- ・市民が緑にふれあい、親しむための環境整備を進めます。
- ・緑を守り・育てる人の輪を広げます。
- ・市民、事業者、行政の協力のもと、緑の輪をまちに広げます。
- ・緑に対する取り組みや制度などの情報を広く発信し、共有します。

主要施策

施策1 歴史遺産の緑地の保全

- 清洲城一帯の緑の保全、拡充
- 美濃街道の景観形成

- 貝殻山貝塚の公園整備

施策2 自然環境の保全

- 水辺の自然を保全
- 多様な生物が暮らせる環境づくり

- 流域間の交流を促進

施策3 樹木・樹林地の保護

- 樹木・樹林地を指定して保護
- 樹木・樹林地に親しむ機会を創出

- 樹木・樹林地を保護する仕組みづくり

施策4 農地の保全

- 今ある農地を守る
- 農業文化を継承

- 農地が持つ緑の景観を保全

施策5 水辺空間の整備

- 自然を活かした庄内川の水辺整備
- 自然に配慮した五条川の河川整備

- 自然とふれあえる新川の水辺空間整備

施策6 公園緑地の整備

- 公園緑地を計画的に整備・拡充
- 地域のニーズを反映した公園緑地の再整備

- 防災機能を有する身近な公園緑地を整備・拡充

施策7 公園緑地の適正な維持管理

- 地域による公園緑地の維持管理を促進
- 緑の再利用を推進

- 公園施設の適正な維持管理と計画的な施設改善

施策8 公共施設の緑化の充実

- 緑化推進の先導役
- 学校など公共施設の緑化

施策9 駅周辺の緑化の充実

- 個性に応じた鉄道駅、一部の鉄道沿線を含む駅周辺の緑化
- 市民参加による維持管理

施策10 遊休農地の活用

- 遊休農地を活用した農業体験
- 遊休農地を活用した景観形成

施策11 水辺の散策路の整備

- 自然環境あふれる庄内川の散策路整備
- 華と歴史の香りたたぶよう五条川の散策路整備

- 水と緑にあふれ、風を感じる新川の散策路整備
- 散策路の利用を促進する取組み

施策12 歴史のネットワークの整備

- 歴史遺産をつなぐルートの整備
- 美濃街道沿道の緑化を進め、地域間の交流を促進

- 地域ごとに歴史遺産を結ぶルートの整備

施策13 コミュニティ道路等の整備

- 緑あふれる道づくり
- 災害に強い道づくり

- 人にやさしい道づくり

施策14 街路樹の適正な維持管理

- 街路樹の適正な維持管理
- 計画的な街路樹の更新

施策15 緑の学習活動・啓発事業の推進

- 緑に関する人材を育成
- 子どもたちへの緑の環境学習活動を促進

施策16 市民協働による緑化の推進

- アダプトの輪の拡充
- ボランティアによる緑化活動を推進

- アダプト参加者の交流を推進

施策17 植栽活動の推進

- 植栽活動ができる場の情報提供
- 花や木に接する機会を提供

- 緑のまちづくりに参加する機会を提供
- 流域間の交流を推進

施策18 民間活力を利用した緑化の推進

- 事業者の緑化の取組み
- 道路緑化を推進

- 壁面緑化、屋上緑化などを奨励

施策19 緑化指導の推進

- 開発などに伴い緑化指導を推進
- 地区計画などにより土地利用を誘導

施策20 緑化活動への支援

- 緑化活動の促進に向けた情報提供を充実
- 国・県などとの連携・協力による緑化活動を支援

- 緑化活動を推進するための支援を強化
- 緑化活動に携わる環境整備

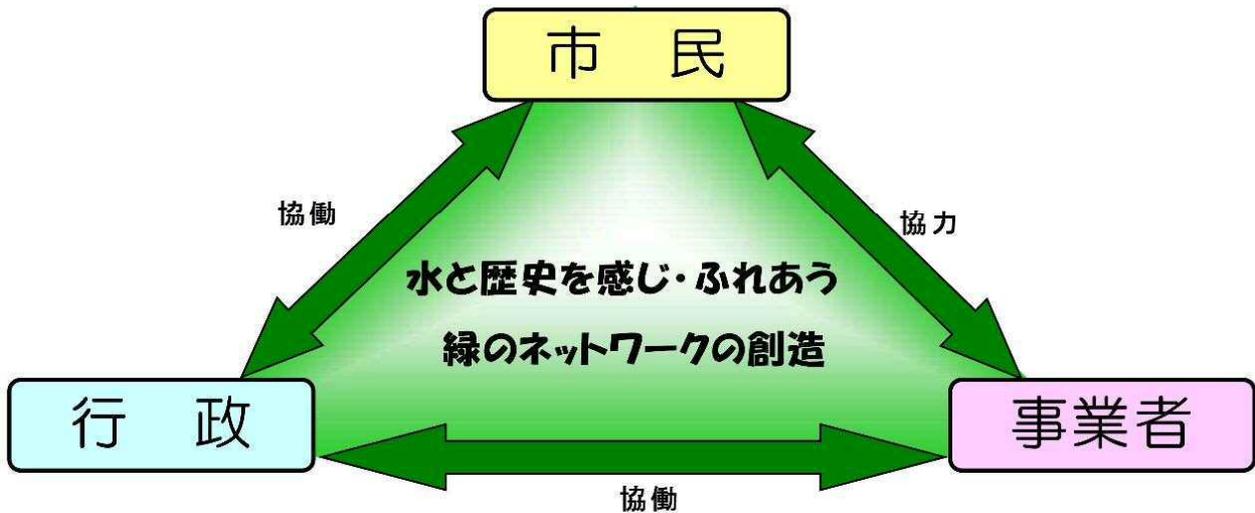
施策21 緑の情報発信と共有

- 緑化活動の輪を広げる情報を提供
- 緑の魅力について情報を提供

- 緑への関心をより高める情報を提供

● 市民・事業者・行政の役割

緑の基本計画の実現には、市民・事業者・行政がそれぞれの役割に基づき連携しながら、緑の保全、緑化の推進に向けて取り組む必要があります。



☆市民の役割

- ・敷地内の庭や建物の壁、ベランダ、屋上などの緑化と適正な維持管理に取組みます。特に敷地周囲の生垣やプランターの設置など、道路沿道部の緑化に主体的に取り組めます。
- ・緑の保全、緑化活動及び清掃活動など、緑のまちづくりに積極的に取組みます。
- ・緑に関するイベントやアダプトなどのボランティア活動に積極的に参加します。

☆事業者の役割

- ・敷地内の庭や建物の壁、ベランダ、屋上などの緑化と適正な維持管理に取組みます。
- ・地域の歴史、文化などに配慮した景観づくりを推進します。また、敷地内の緑地空間などを市民に開放します。
- ・地域社会の一員として、緑の保全活動、緑化活動、清掃活動、イベントなどを企画、開催または参加します。

☆行政の役割

- ・公園緑地、道路など、公共施設の緑化を推進します。
- ・緑化を推進するための施策に必要な財源を積極的に確保すると共に、国や県など関係機関との調整を図ります。
- ・市民、事業者の緑化意識の向上を図るため、緑化に関する情報提供を積極的に推進します。
- ・市民、事業者の緑化活動を支援するため、活動を支援する仕組みづくりや多様な緑化活動への参加機会を提供します。

● 緑化重点エリアの方針

清須市緑の基本計画では、公園緑地の整備・保全及び緑化を重点的に推進し、その動きを市内に広げていく役割を持つエリアとして緑化重点エリアを設定し、それぞれのエリアにおける緑化及び緑地保全の方針と施策を実施します。

緑化重点エリアには、緑化の推進における住民意識が高いエリアとして次の4つのエリアを選定します。

1. 庄内川、新川及び五条川の河川空間

庄内川、新川及び五条川は本市における貴重なオープンスペースであり、緑のネットワークを形成する上で重要な空間です。また、現況調査にもあるとおり、これら3河川は市内でも多種の魚類や鳥類の生息が確認されています。3河川の自然環境を保全し、多様な生物が暮らしやすい水辺空間の形成に向けて、緑と水の回廊づくりを目指します。



【庄内川の河川敷】

2. 清洲城・貝殻山貝塚周辺

清洲城・貝殻山貝塚周辺は市内の貴重な緑を感じる歴史遺産ですが、更にこれらを活用しながら、楽しむ緑としての緑化整備を目指します。また、清洲城及び貝殻山貝塚は、市の観光資源となる施設でもあるため、北名古屋市訪者が散策しやすく緑を感じてもらえるよう施設周辺及び施設間のルート^{北名古屋市}の環境整備に努めます。



【清洲城周辺の緑地】

3. 美濃街道沿道

美濃街道では、家屋の改築等により街道としての雰囲気^{美濃街道}が失われる傾向にありますが、街道は今でも市民にとって貴重な歴史遺産であり、市民の日常生活において欠かせない存在となっています。この沿道及び沿道周辺を市民と協働して歴史的町並み^{美濃街道}が感じられる整備を目指すと共に、活気と交流のある美濃街道沿道のまちづくりを促進します。



【美濃街道】

4. 鉄道駅周辺

鉄道駅周辺は市の玄関口として市民の関心の高いエリアです。市内には9ヶ所の鉄道駅があり、これらの鉄道駅、一部の鉄道沿線を含む駅周辺の景観整備を推進します。

また、市民と協働して維持管理をする仕組みづくりを検討し、緑化を推進して市の顔にふさわしい景観形成に努めます。



【J R 枇杷島駅周辺】

● 緑化重点エリアの実施策

1 庄内川、新川及び五条川の河川空間

- ・庄内川新川緑地（地区公園）の整備を検討します。
- ・庄内緑地（都市緑地）の整備を検討します。
- ・庄内川西枇杷島緑地（都市緑地）の整備を推進します。
- ・みずとびあ庄内及び周辺河川敷の利活用を「清須かわまちづくり協議会」にて推進すると共に、清掃、植生回復、環境学習などの活動を支援します。
- ・新川散策路の延伸整備を推進します。
- ・新川散策路に生物を紹介する看板等を設置するなど、環境整備に取り組めます。
- ・新川散策路での花植えや清掃活動など美化活動を支援します。
- ・桜並木の再生、水辺の散策路、多自然型護岸の整備など、五条川ふるさとの川整備計画に基づく事業の推進に努めます。
- ・五条川春日緑地（都市緑地）の整備を推進します。
- ・多様な生物が暮らせるような河川敷の環境保全に努めます。
- ・河川の源流・上流域との交流を促進し、流域一体で環境保全に取り組む気運を高めます。
- ・新川、五条川及びその周辺施設の利活用を進める仕組みを検討します。
- ・河川敷の散策路を活用したイベントなど、河川空間における交流機会を提供します。
- ・地震等における緊急避難通路として活用できる河川敷の散策路整備を目指します。



【水辺の環境学習活動】

3 美濃街道沿道

- ・美濃街道沿道の景観形成に向けて、市民のまちづくり意識を高めると共に、活動する団体に支援を図りながら活動の輪を広げます。
- ・美濃街道沿道の空地、空家にポケットパーク、植樹スペースを整備すると共に、沿道家屋の庭、ベランダ、屋上、駐車場などの緑化を推進し、フラワーポットの設置を奨励して沿道の緑化に努めます。
- ・美濃街道沿道の家屋などに景観に配慮したのぼりの設置や室外機、ポストなど沿道から見える部分を木で囲い歴史景観が感じられる工夫を市民と協力しながら進めるなど、沿道の景観形成の向上に努めます。
- ・美濃街道周辺の散策路整備を進めるため、市民協働により散策路沿いの緑化に努めます。
- ・美濃街道及び街道周辺の散策路に歴史遺産を紹介した誘導・案内看板を設置するなど散策路の環境整備に努めます。
- ・美濃街道沿道の公共施設や空町家などの利活用を検討します。
- ・美濃街道沿道の歴史遺産を紹介するガイドボランティアなど人材を育成します。



【ガイドボランティア】

2 清洲城・貝殻山貝塚周辺

- 清洲城周辺施設の施設緑地を保全すると共に施設緑地の拡充に努めます。
- 清洲城周辺施設及び貝殻山貝塚間のルート環境整備として、誘導・案内看板の設置、休憩施設の整備に努めると共に、レンタサイクルを検討します。
- 清洲城周辺施設の景観を保全するため、桜などの樹木や樹林地の適正な維持管理を進めると共に、周辺施設に隣接する地域の景観の維持・向上に向けた指導に努めます。
- 貝殻山貝塚の施設緑地の保全と拡充を図ると共に、利活用を考慮した公園の再整備を県に働きかけます。
- アダプトなどにより清洲城及び貝殻山貝塚周辺の清掃・緑化活動を促進するため支援します。
- 清洲城及び貝殻山貝塚周辺における家屋等の緑化と農地、樹林地などの適正な維持管理を周知すると共に指導に努めます。
- 清洲城及び貝殻山貝塚でのイベントなどの交流機会、学習活動の機会の提供に努めます。
- 清洲城及び貝殻山貝塚を観光資源として活かすため、ガイドボランティアなどの人材を育成します。



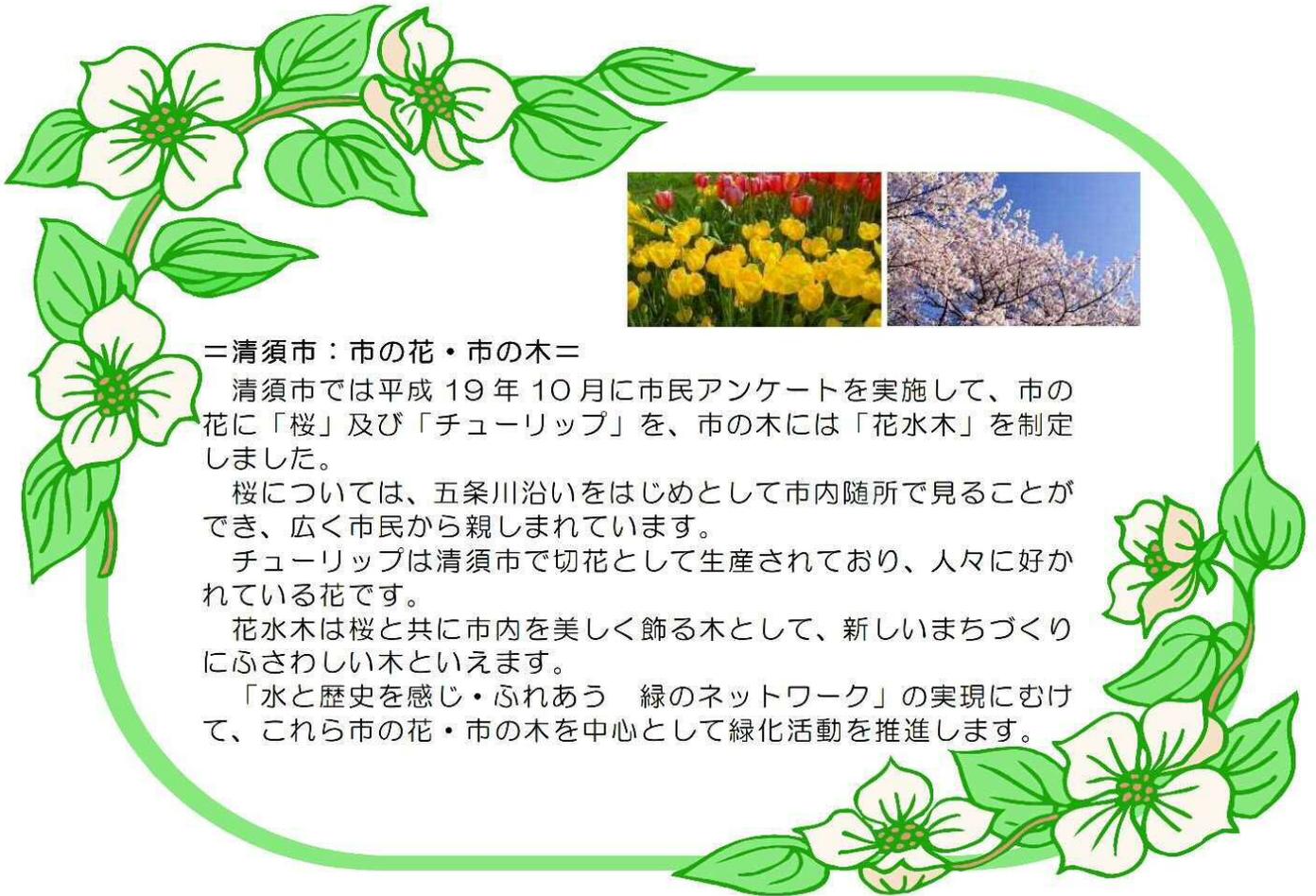
【清洲城周辺の桜並木】

4 鉄道駅周辺

- JR枇杷島駅、名鉄須ヶ口駅・新清洲駅、東海交通事業城北線尾張星の宮駅における駅前広場、一部の鉄道沿線及びアクセス道路の植栽帯など公共空間の緑化を推進すると共に、適正な維持管理に努めます。
- JR清洲駅周辺の駅前広場及びアクセス道路の整備にあわせ、緑化を推進すると共に、適正な維持管理に努めます。
- 名鉄西枇杷島駅・下小田井駅・二ツ杵駅・新川橋駅・丸ノ内駅の駅舎や駅周辺の道路、街路灯などの意匠を工夫するなど公共空間の景観形成に努めます。
- 駅周辺家屋や商店街などの協力のもと、駅につながる沿道家屋などの庭、ベランダ、屋上などの緑化を推進し、フラワーポットの設置を奨励し、沿道の緑化に努めます。
- 駅周辺の公共施設の緑化について率先して取り組むと共に、駅周辺の緑化を誘導するため、緑化指導に努めます。
- 駅前広場、一部の鉄道沿線及びアクセス道路の植栽帯など公共空間の緑化の維持管理を市民と協働して行う仕組みづくりを検討し、適正な維持管理に努めます。



【公共空地の緑化】



＝清須市：市の花・市の木＝

清須市では平成 19 年 10 月に市民アンケートを実施して、市の花に「桜」及び「チューリップ」を、市の木には「花水木」を制定しました。

桜については、五条川沿いをはじめとして市内随所で見ることができ、広く市民から親しまれています。

チューリップは清須市で切花として生産されており、人々に好かれている花です。

花水木は桜と共に市内を美しく飾る木として、新しいまちづくりにふさわしい木といえます。

「水と歴史を感じ・ふれあう 緑のネットワーク」の実現にむけて、これら市の花・市の木を中心として緑化活動を推進します。

清須市緑の基本計画

発行 清須市

編集 建設部 都市計画課

〒452-8503

愛知県清須市西枇杷島町花咲 84 番地

清須市役所 西枇杷島庁舎

TEL 052-400-2911（代表）